

(案)

※本実施要領は今後変更される可能性があります。

外国人介護人材受入・定着支援等事業実施要領 (令和5年度補正予算からの繰越分)

1 目的

海外において日本の介護をPR等し、特定技能により日本の介護現場で就労を希望する外国人材を確保するとともに、外国人介護人材に対して介護業務の悩み等に関する相談支援や、介護分野における1号特定技能外国人（以下「特定技能外国人」という。）の受入施設等への巡回訪問等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護人材受入・定着支援等事業（令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算）公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材の受入及び定着等に必要な内容とする。

(1) 外国人介護人材の受入促進のための事業

ア 海外現地説明会等の開催

特定技能による就労希望者（以下「就労希望者」という。）の掘り起こしを行うため、特定技能外国人の送り出し国に向けて海外現地で実施する説明会等を開催し、就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報を広く提供する。海外現地説明会等の開催にあたっては以下（ア）から（ウ）に留意すること。

なお、送り出し国は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル、ウズベキスタン、バングラデシュ、スリランカ、インド等を想定しているが、海外現地説明会の実施国は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「福祉人材確保対策室」という。）と協議の上、決定すること。また、

(案)

海外現地説明会の実施方法等については、現地の協力会社等とも連携しつつ、適宜情報収集を行ったうえで、福祉人材確保対策室と協議の上、決定すること。

(ア) 海外現地説明会の計画書の作成

海外現地説明会を開催するための計画書を作成する。計画書には、開催までの具体的なスケジュールや取組事項、開催場所、定員、募集対象、説明内容等のほか、開催にあたって協力する機関があれば当該機関と協力内容について記載すること。また、海外現地説明会の終了後は、開催実績や海外現地説明会を通じて得られた効果などを整理すること。

(イ) 海外現地説明会の募集対象の検討

海外現地説明会の募集対象は、就労希望者のほか、送り出し国における日本語学校や看護・介護等の教育機関など、就労希望者と接点が見込まれる関係者・関係機関を広く対象とすること。また、送り出し国における看護・介護等の関係団体から、海外現地説明会にあたりできる限り協力を得ること。

(ウ) 現地メディア等の活用

送り出し国において海外現地説明会を効果的に開催するため、現地メディア等の広報媒体を活用して、海外現地説明会や日本の介護に関する情報について広く発信すること。

イ 介護現場の魅力を海外に情報発信する WEB コンテンツの充実化

介護現場の魅力を海外に情報発信する WEB コンテンツについて、より多くの就労希望者等に WEB コンテンツを利用いただくことを目的に、オペレーション言語の追加を行う。

また、就労希望者等の更なる受け入れ促進のため、WEB コンテンツの拡充を行う。

(2) その他必要な取組

上記(1)の取組のほか、必要に応じて、外国人介護人材の円滑な受入及び定着等に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 国への報告・協力体制

実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について、定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

(案)

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。